

預かり保育料の請求方法について

★ご注意ください★

請求には、『領収書』と『特定子ども・子育て支援提供証明書』（または『領収書兼特定子ども子育て支援提供証明書』）が必要です。
請求書の請求者名は、提供証明書の保護者名と一致させてください。

請求が可能な方

施設等利用給付2・3号認定（新2・3号認定）を受けた児童の保護者

提出締切

- ① 令和7年 4月～ 6月利用分：令和7年 7月11日（金）
- ② 令和7年 7月～ 9月利用分：令和7年 10月10日（金）
- ③ 令和7年 10月～12月利用分：令和8年 1月16日（金）
- ④ 令和8年 1月～ 3月利用分：令和8年 4月10日（金）

※上記締切もしくは園が定める締切までにご提出ください。上記以降の請求も可能ですが、原則として上記締切内にご請求ください。なお、請求可能な時効は2年です。

提出先

お通りの幼稚園・認定こども園

園でとりまとめをしない場合や締切を過ぎてから提出する場合は、直接相模原市保育課へ郵送してください。

必要書類

（1）請求書（原則として3か月分を1枚の請求書で請求）

※園から受け取るか、相模原市ホームページからダウンロードしてください。

（2）『領収書』と『特定子ども・子育て支援提供証明書』（請求月分）

※『領収書兼特定子ども・子育て支援提供証明書』は、1枚で『領収書』と『提供証明書』を兼ねている書類です。

（3）通帳・キャッシュカード等のコピー（初回請求時や振込先口座変更時）

※可能な限り横浜銀行の口座をご指定いただきますようお願いいたします。

請求可能な金額

施設等利用給付2・3号認定（新2・3号認定）を受けた期間内に利用した預かり保育の無償化対象金額は、下記の算出方法で計算した金額になります。

450円×利用日数と実際のお支払額を比較して、低い方の金額

（新2号認定は11,300円、新3号認定は16,300円が月額上限となります。）

なお、右上に「相模原市」の記載がある『提供証明書』であれば、ご自身で計算されなくても、「無償化対象金額（b）」が計算結果（請求可能金額）となります。

（算定イメージ）

預かり保育料 (A)	利用日数 (B)	上限額 (B) × 450円=(C)	無償化対象金額 (A)と(C)の低い方=(D)	保護者の実質負担額 (A)-(D)
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

＜月額契約について＞

Q：預かり保育料が月額9,000円で20日間利用できる契約です。

実際には10日間利用をしていますが、請求可能な金額は450円×20日で9,000円で良いですか。

A：『450円×実際に利用した日』で算出した金額と、園に支払った金額(9,000円)を比較して低い方の金額になりますので、今回は『450円×10日 = 4,500円』が請求可能金額となります。

＜施設の併用利用について＞

Q：幼稚園に在籍していますが、認可外保育施設も利用しています。

認可外保育施設の利用分は無償化の対象ですか。

A：原則として、幼稚園・認定こども園に在籍している場合、認可外保育施設の利用分は無償化の対象外です。ただし、園の預かり保育が一定基準以上（平日8時間、年間200日以上）を実施していない園に在園の場合、認可外保育施設等の利用料を含めて上限の範囲内で無償化の対象となります。

お振込み

- ①令和7年 4月～ 6月利用分 : 8月末頃予定
- ②令和7年 7月～ 9月利用分 : 11月末頃予定
- ③令和7年 10月～12月利用分 : 2月末頃予定
- ④令和8年 1月～ 3月利用分 : 5月下旬予定

※締切を過ぎてからの提出や、書類不備により再提出となった場合は上記予定日以降のお支払いとなります。（請求から2か月以内に振り込みます。）

問い合わせ先

〒252-5277

相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市役所 保育課 教育・保育推進班 電話 042-769-8341（直通）